

陸上自衛隊水陸機動教育隊の組織及び編成に関する訓令

陸上自衛隊訓令第6号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規程に基づき、陸上自衛隊水陸機動教育隊の組織及び編成に関する訓令を次のように定める。

平成29年3月23日

防衛大臣 稲田 朋美

## 陸上自衛隊水陸機動教育隊の組織及び編成 に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、陸上自衛隊水陸機動教育隊（以下「教育隊」という。）の任務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 教育隊は、陸上自衛官に対し、水陸両用に関し必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うことを任務とする。

（教育隊長）

第3条 教育隊の長は、水陸機動教育隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、1等陸佐をもって充てる。

3 隊長は、その指揮系統に従い、上官の指揮監督を受け、教育隊の隊務を統括する。

（教育隊の編成）

第4条 教育隊に、次の4科を置く。

総務科

第1教育科

第2教育科

研究科

（総務科の事務）

第5条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の保管に関する事。

(2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。

(3) 組織、定員及び定数に関する事。

(4) 人事に関する事。

(5) 教育隊に所属する隊員の教育訓練に関する事。

(6) 福利厚生に関する事。

(7) 保健衛生に関する事。

(8) 記録及び統計に関する事（第1教育科及び第2教育科の所掌に属するものを除く。）。

- (9) 物品の調達計画、保管及び配分に関すること（第1教育科及び第2教育科の所掌に属するものを除く。）。
  - (10) 給養に関すること。
  - (11) 施設の維持及び管理に関すること。
  - (12) 車両の運用に関すること。
  - (13) 前各号に掲げるもののほか、他の科の所掌に属しない事項に関すること。
- （第1教育科）

第6条 第1教育科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 水陸両用に係る教育訓練（次条第1号に掲げるものを除く。以下この条において単に「教育訓練」という。）に関すること。
- (2) 教育訓練に関する記録及び統計に関すること。
- (3) 教育訓練の教材に関すること。
- (4) 学生（教育隊に教育訓練を受けるため入隊している自衛官をいう。）の規律及び指導に関すること。

（第2教育科）

第7条 第2教育科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 水陸両用に係る教育訓練のうち水陸両用車の操縦に係るもの（以下この条において単に「教育訓練」という。）に関すること。
- (2) 教育訓練に関する記録及び統計に関すること。
- (3) 教育訓練の教材に関すること。
- (4) 学生（教育隊に教育訓練を受けるために入隊している自衛官をいう。）の規律及び指導に関すること。

（研究科）

第8条 研究科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 水陸両用部隊の基礎的運用、教育訓練及び装備品の改善に関する調査研究に関すること。
- (2) 図書に関すること。

（駐屯地業務隊との関係）

第9条 各科の所掌事務には、駐屯地業務隊の所掌に属するものを含まないものとする。

（科長）

第10条 科に、科長を置く。

2 科長は、隊長の命を受け、科務を掌理する。

（委任規定）

第11条 この訓令に定めるもののほか、教育隊の内部組織に関し必要な事項は、隊長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年3月27日から施行する。